

宇和島市電子入札運用基準

(工事及び建設工事等に係る委託業務)

宇和島市総務部財政課

平成 29 年 6 月改訂版

1 総則	1
(1) 趣旨	
(2) 適用範囲	
(3) 電子入札に参加できる者の基準	
(4) 電子入札実施の考え方について	
2 紙入札承諾の基準	1
(1) 入札手続の当初から紙入札での参加を認める基準	
(2) 入札手続の途中で紙入札への変更を認める場合	
(3) 紙入札に移行する場合の取扱い	
(4) 紙入札方式による提出期限について	
(5) 紙入札から電子入札への移行について	
3 案件登録	2
(1) 各受付期間等の設定	
(2) 公告日又は入札通知日以降の案件登録情報の修正及び手順	
(3) 市の事由により紙入札へ移行した案件の処理	
4 案件に対する質問回答	3
5 添付書類等の取扱い	3
(1) 電子ファイルの作成基準	
(2) 添付書類等の提出方法	
(3) 添付書類等の容量が3MBを超える場合における郵便等による取扱い	
(4) 紙入札方式による場合における郵便等による取扱い	
(5) ウィルス感染ファイルの取扱い	
(6) 開札前における内訳書の内容の確認	
6 入札書等の取扱い	5
(1) 有効な入札書等	
(2) 入札書提出前の辞退	
(3) 入札書提出後の撤回等	
(4) 入札書未送の入札参加者の取扱い	
(5) 入札参加者の責任範囲	
(6) 入札書提出時の留意点	

7	開札	7
	(1) 開札方法	
	(2) 開札時の立ち会い	
	(3) 開札処理が長引いた場合	
	(4) 開札延期	
	(5) 開札の中止	
	(6) くじになった場合の取扱い	
8	連絡事項確認	8
9	入札情報公開システム上の取扱い	8
	(1) 入札公告等	
	(2) 入札結果登録	
10	入札参加者のICカードの取扱い	8
	(1) 電子入札を利用することができるICカード	
	(2) 利用者登録について	
	(3) ICカードが失効した場合の取扱い	
	(4) ICカード登録情報の変更	
	(5) ICカードの不正使用等の取扱い	
11	システム障害等の取扱い	10
	(1) 入札参加者側のシステム障害等	
	(2) 電子入札システムの障害時	
	(3) その他のシステム障害	

1 総則

(1) 趣旨

この運用基準は、宇和島市（以下「市」という。）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したえひめ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）で行う宇和島市が発注する建設工事（修繕を含む。以下同じ。）並びに建設工事等に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）に関する入札（見積を含む。以下同じ。）の手続き（以下「電子入札」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

(2) 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ宇和島市が指定及び公表する案件に適用する。

(3) 電子入札に参加できる者の基準

電子入札に参加できる者は、宇和島市建設工事等請負業者選定要領（平成17年8月告示第12号）第2条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」）のうち、宇和島市の電子入札システムに利用者登録をしている者とする。

(4) 電子入札実施の考え方について

市が電子入札で行う旨を決定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

2 紙入札承諾の基準

(1) 入札手続の当初から紙入札での参加を認める基準

市は、入札参加者から、次の各号に該当する事由により、紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出されたときは、当該入札参加者について、当該入札に限り紙入札を認めるものとする。

ア 入札に参加しようとする時点で新規に電子証明書（以下「ICカード」という。）発行の申請中である場合

イ ICカードが有効期限経過による失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の手続中で、当該入札参加者において登録している他の有効なICカードがない場合

ウ 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できない場合

エ その他やむを得ない事情があると認められる場合

(2) 入札手続の途中で紙入札への変更を認める基準

市は、電子入札による手続の開始後、入札参加者から紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出され紙入札への変更を求められた場合、次の各号に該当する事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、当該入札参加者について、当該入札に限り電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

ア ICカードが有効期限経過による失効、破損等で使用できなくなり、当該入札参加者において登録している他の有効なICカードがない場合

イ 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できない場合

ウ その他やむを得ない事情があると認められる場合

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として電子入札システムに登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の手続を要しないものとする。

(4) 紙入札方式による提出期限について

電子入札案件に紙入札方式で参加する場合の申請書、入札書に添付して提出する工事費内訳書等の書類（以下「添付書類等」という。）及び入札書の提出期限は、電子入札の提出期限と同様とし、期限までに必着とする。

また、提出方法については、市が指定した場所に持参により提出するものとする。

(5) 紙入札から電子入札への移行について

(1) 又は(2)により紙入札への変更を認めた者については、当該入札に限り紙入札方式から電子入札方式への移行は認めないものとする。

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の当日を標準とするものとする。

工事費内訳書の開封予定日時は、事前準備に要する時間を勘案して設定するものとする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日又は入札通知日以降の案件登録情報の修正及び手順

公告日又は入札通知日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに修正等を行う。

ア 速やかに修正を行い、案件名称に「〇月〇日：〇〇変更」等の表示を行うものとする。既に入札書等の提出済みの者がいる場合は、確実に連絡が取れる方法で連絡を行い、変更した旨を伝えるものとする。

イ アに定める方法で修正を行えない項目に錯誤があった場合は、案件名称を「本案件は、登録錯誤につき取消し、同一案件名称により再登録」等に変更し、入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更（修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01）を行う。修正した案件は、新規の案件として改めて登録し、当該錯誤案件に既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼するものとする。

(3) 市の事由により紙入札へ移行した案件の処理

特段の事由により市が電子入札から紙入札へ移行した案件については、案件名称に「(紙入札へ移行)」等の表示を行うものとし、以降は当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

4 案件に対する質問回答

案件に対する質問回答は、電子入札システムを用いて行わず、当該案件で定める別の方法により行うものとする。

5 添付書類等の取扱い

(1) 電子ファイルの作成基準

電子ファイルで提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及

びファイルの形式は、次の表に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないようにするものとする。

また、パスワードを設定したファイルやマクロを使用したファイルは、電子入札システムのセキュリティ機能において情報が除去される可能性があることから、使用を認めないものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word2007 により読み込み可能なものに限る。
Microsoft Excel	Excel2007 により読み込み可能なものに限る。
その他のアプリケーション	PDF ファイル (Adobe Reader XI により読み込み可能なものに限る。) 画像ファイル (JPEG 形式又は GIF 形式に限る。) 上記の他に特に認めたファイル形式
圧縮ファイル	ZIP 形式 (圧縮対象の電子ファイルは、上記のファイル形式のもののみとする)

なお、提出する全ての電子ファイルについて、汎用的に使用されているウィルス対策ソフトを利用し、最新の定義ファイルによるウィルスチェックと確実に実施することとする。

(2) 添付書類等の提出方法

添付書類等は、原則として電子入札システムによる電子ファイルで受け付けるものとする。ただし、電子ファイルとして提出する添付書類等の容量が3MBを超える場合又は紙入札方式による場合には、紙媒体又はCD-R等の書き換えのできない電子媒体に記録したものを持参により提出するものとする。

(3) 添付書類等の容量が3MBを超える場合における持参による取扱い

ア 持参での提出を認める場合には、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

イ 持参の締切は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。

ウ 工事費内訳書を持参にて提出する場合については、上記ア、イに加えて二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表

に入札件名を表示し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。発注者は、工事費内訳書開封日時まで厳重に保管するものとする。

(4) 紙入札方式による場合における持参による取扱い

ア 紙入札による場合には、原則として、必要書類の一式を持参により提出するものとする。

イ 持参の締切は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。

ウ 持参にて提出する場合については、上記ア、イに加えて、入札書及び工事費内訳書は二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。発注者は、工事費内訳書にあっては、工事費内訳書開封日時まで、入札書にあっては、開札日時まで厳重に保管するものとする。

エ 委任状については、入札書と併せて同封するものとする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、対応について協議するものとする。

(6) 開札前における内訳書の内容の確認

全ての入札参加者の工事費内訳書が、電子入札システムの入札書受付締切日時までに提出された場合には、発注者の業務負担軽減のため、入札書受付締切日以降開札前においても、工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。開札前までに内容を確認した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

6 入札書等の取扱い

(1) 有効な入札書等

入札書は、次の条件を満たすものを有効なものとして取扱うものとする。

ア 入札書提出締切日時までに提出されたもの

イ 入札金額及び電子くじ入力番号が入力されたもの

ウ その他、市が入札公告等で提出を求めた添付書類等が提出されているもの

(2) 入札書提出前の辞退

入札参加者は、入札書の提出前であれば、入札を辞退することができる。この場合、入札参加者は、電子入札システムにより入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。ただし、提出した入札辞退届の訂正又は取消しをすることはできない。

(3) 入札提出後の撤回等

電子入札システムにより提出された入札書及び工事費内訳書は、原則として引換え、変更又は取消しを認めない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、複数の案件に同一の配置予定技術者を配置しており、他の案件を落札したことにより技術者を配置できなくなった場合など、入札条件に反した入札を行った場合は、当該入札書を無効とする。

(4) 入札書未送信の入札参加者の取扱い

入札書受付締切予定日時になっても入札書が電子入札システムのサーバーに未到達であり、かつ、同日時までに入札参加者からの連絡がない場合は、棄権とする。

(5) 入札参加者の責任範囲

電子入札では、入札書や添付資料等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。

なお、電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示する。この受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないため、再度処理を行わなければならない。

(6) 入札書提出時の留意点

入札参加者は、入札書提出にあたって次の点に留意しなければならない。

ア 入札書の入力 is 正確に行い、入札書送信内容確認画面において入札内容の確認を行ってから入札書の提出を行うこと。

イ 入札書の提出は、入札書受付締切予定日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書受信確認通知画面を印刷する等、入札書が正常に提出されたことを確認する

こと。

7 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから、一括開札処理を行うものとする。

(2) 開札時の立ち会い

入札参加者は、当該電子入札の開札に立ち会うことができる。また、紙入札業者は開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札業者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

(3) 開札処理が長引いた場合

開札予定日時から落札決定通知書発行まで著しく遅延する場合には、必要に応じて、入札参加者に電子入札システムその他適当な手段により、処理状況の情報提供を行うものとする。なお、入札後審査型一般競争入札については、開札後、落札決定を保留し、落札者の資格審査を行うため、落札決定に数日を要する。

(4) 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨を通知し、開札予定日時が決まり次第、変更後の開札予定日を通知するものとする。

(5) 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

(6) くじになった場合の取扱い

ア 落札者（入札後審査型一般競争入札の場合は落札候補者）となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者以上あった場合は、電子くじにより落札者（入札後審査型一般競争入札の場合は落札候補者となる順位）の決定

(以下「落札決定等」という。)を行うものとする。

イ 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札到達時刻から算出される数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。

ウ 電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定等を保留し、別途、入札参加者の立ち会いのもと紙入札方式と同様の方式にて、くじを実施するものとする。

8 連絡事項確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合は、電子メールやシステムの各通知機能及び作業状況確認画面により、情報を提供するものとする。

連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

9 入札情報公開システム上の取扱い

(1) 入札公告等

入札公告等を行う一般競争入札方式の発注案件においては、原則、入札情報公開システムに登録するものとする。

(2) 入札結果登録

電子入札による全ての工事又は業務発注案件に関する入札結果については、契約締結後、速やかに入札情報公開システムに登録し、公表するものとする。

10 入札参加者のICカードの取扱い

(1) 電子入札を利用することができるICカードの基準

ア 単体企業

有資格業者の代表者から入札権限及び契約権限について、年間委任状により委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいない場合は代表者のICカードに限り認めるものとし、受任者がいる場合は、受任者のICカードに限り認めるものとする。

イ 特定建設工事共同企業体

入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)の代表構成員の代表者又は受任者のICカードとする。

(2) 利用者登録について

ア 初めて市の電子入札システムを利用する場合は、以下の手順により利用者登録を行うものとする。

(ア) 電子入札参加希望者は、市に利用者登録申請書（様式2）を提出する。

(イ) 市は、提出された利用者登録申請書に基づき、申請内容、有資格者名簿等を確認し、利用者登録に必要な「登録番号」及び「パスワード」を発行する。

(ウ) 発行された「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面にて利用者登録を行う。

イ 既に上記の手続きにより「登録番号」及び「パスワード」の発行を受け、市の電子入札システムを利用している者で、新しくICカードを取得した場合（複数枚のICカードを登録する場合やICカードの有効期限切れ及び利用者の変更等による更新手続き等を含む。）は、発行済の「登録番号」又は「パスワード」を用いて電子入札システムによりICカードの登録手続きを行い、手続き完了後、速やかにICカード変更（追加）通知書（様式3）を提出するものとする。

ウ 市が発行した「登録番号」又は「パスワード」を紛失した場合は、登録番号・パスワード再発行申請書（様式4）を提出し、電子入札システム登録番号発行通知書の再発行を受けるものとする。

(3) ICカードが失効した場合の取扱い

(1) により電子入札に参加することができるICカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合等によりICカードが失効した時には、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。

(4) ICカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

(5) ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、ICカードの不正使用があったものとして、当該入札への参加を認めないことができる。入札書提出後、契約締結前に不正使用が判明した場合は、宇和島市契約規則（平成17年8月規則第56号）第7条（第23条において準用する場合を含む。）の規定により当該入札を無効とする。また、契約締

結前に不正使用が判明した場合は、当該建設工事等の進捗状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

ア 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者又は受任者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

ウ その他、明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

1.1 システム障害等の取扱い

(1) 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、2(2)の規定により、電子入札から紙入札に移行するものとする。

(2) 電子入札システムの障害時

電子入札システムに障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可能となった場合には、入札書受付締切予定日及び開札予定日の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム以外の方法（電話、ファクシミリ等）により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとし、ホームページ等で公表するものとする。

(3) その他のシステム障害

天災、電力会社の原因による広域的、地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札参加者が、電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合には、電子入札システム又は電子入札システム以外の方法（電話、ファクシミリ等）により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

この運用基準は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年6月26日から施行する。